

ゼロレーティングサービスに関するルール検討  
ワーキンググループ  
事業者ヒアリング ご説明資料

2019年7月30日

楽天モバイル株式会社



# サービスの実施に関する法令上の懸念点、法令解釈を要するケースなどについて

## (1) 「市場支配力を有する」コンテンツ事業者（プラットフォーム事業者）、通信事業者について

【要望】 各市場において支配力を有すると判断される基準を示していただきたい。

【理由】 各市場における競争条件や市場シェアの流動性が異なり、さらには市場の枠組み自体もイノベーションにより変化し続ける中、何を基準に市場を定め、またその支配力を判断すればいいのか、予め示していただきたいため。

## (2) ゼロレーティング設定後における市場支配力の増大に際しての取扱い

【要望】 市場支配力を有しない段階で設定されたゼロレーティングについて、その後事業者が市場支配力を得た際における対応の考え方を示していただきたい。

【理由】 市場競争の観点ではゼロレーティングの見直しを検討すべき一方、消費者利益の観点では不利益変更となり得ることから、電気通信事業者が対応に苦慮することが考えられるため。